

## 照明器具のPCB使用安定器に関する調査Q & A

### ①調査の目的と対象について

質問	回答
今回の調査目的は何か？	PCBを含む機器が事業用建物または共同住宅にあるかないかの調査をしています。
こちらに調査票が届いたのはなぜか？	昭和52年3月以前に建築された建物に使用されている可能性があるため、該当の建物所有者様を対象に調査票を送付しています。
こちらに対象機器はあるのか？	昭和52年3月以前に建築された事業用建物または共同住宅が対象です。PCBを含む機器かどうかは「別紙 判別方法」により確認してください。高所での確認作業や使用中の照明器具を確認する場合は、感電や転落をすることがないように安全に十分注意してください。電気工事業者や専門の調査会社等（建物の維持管理を委託している場合は管理会社）に相談するなど、安全な方法で調査することをお勧めします。業者に依頼した場合、調査費用は業者により異なりますので、各業者にお問い合わせください。
PCBとは、どのようなものですか？	人体に有害な化学物質であり、現在は製造禁止となっておりますが、昭和32年～昭和47年までに国内で製造された蛍光灯にPCBが使用されているものがあります。水銀灯やナトリウム灯に含まれる場合もあります。「別紙 判別方法」によって、PCBを含む機器かどうかご確認ください。
調査の結果を何に利用するのか？	PCBの保有状況の把握をし、確実にPCB特別措置法（以下法律という。）で定められた期限に処理するために利用します。調査結果を目的外で第三者に開示することはありません。
自宅の物置や倉庫も対象？	過去に事業を行っていた建物の場合は対象になります。設問2を「はい」にしてご回答ください。
共同住宅のどの部分を見ればよいのか？	共用部分の廊下、階段、玄関、自転車置場等の照明器具をご確認ください。（居室部分には家庭用の器具しかないので、確認は不要です。）
対象がどの建物か分からない。	横須賀市環境部廃棄物対策課 046-822-8523にお伝えください。後日、横須賀市から連絡させていただきます。

②回答方法について

質問	回答
回答期限までに回答しないとどうなるのか?	電話や直接訪問をさせていただく場合があります。
調査票の回答は義務か? 法律等によるものなのか?	回答は義務ではありませんが、PCBは法律に基づき期限までに処分する義務があります。回答が無い場合、電話や訪問をさせていただく場合があります。調査の趣旨をご理解の上、ご回答にご協力をお願いします。
電話やFAXで回答しても良いか?	電話やFAXで回答することも可能です。横須賀市環境部廃棄物対策課の電話番号およびFAX番号をお願いします。 (電話) 046-822-8523 (FAX) 046-823-0865
調査票をなくしてしまったがどうしたらよいか?	市のホームページから調査票をダウンロードして提出することもできます。調査票の再送付を希望される場合は、横須賀市環境部廃棄物対策課 046-822-8523 へご連絡ください。

③記入方法について

質問	回答
建物を解体してもう無い場合は?	調査票の1ページの記入者情報の中の余白に「解体済み」と書いて回答ください。
共同住宅の共用部分が無い場合は?	設問2の下の余白に「共用部分はありません。」と書いて、設問2で「いいえ」とご回答ください。
建物を売却し別人所有になっている。	令和3年1月時点の固定資産税課税台帳の情報のため、以降の変更は反映しておりません。調査票の右上のあて名欄に所有者が変わったことを書いて回答してください。その場合、可能な範囲で新所有者の住所と氏名も回答願います。
相談した業者の欄は記入は必要か?	設問3までで調査終了となった場合、または照明器具の確認を自分で行った場合は記入不要です。

#### ④ PCBの有無の判別について

質問	回答
PCBを含む、含まないの判断は？	「別紙 判別方法」によって、PCBを含む機器かどうか確認してください。また、機器の銘板から製造会社、型番、製造年等が分かれば製造会社のホームページや日本照明工業会のホームページからも確認できます。 <a href="https://jlma.or.jp/kankyo/pcb/index.htm">https://jlma.or.jp/kankyo/pcb/index.htm</a> （日本照明工業会HP）
自分で判別が難しい場合はどうすればよいか？	判別が難しい場合は電気工事業者や電気主任技術者等に相談して下さい。（調査費用は業者によって異なりますので、業者にお問い合わせください。）
家庭用の照明器具にPCBはないのか？	事業用の高力率の機器（力率85%以上）にしかPCB含有の可能性はないため、家庭用の機器にはPCBは含まれておりませんが、事業用として建築された建物の機器には、含まれている場合がありますので、「別紙 判別方法」によって確認してください。

#### ⑤ 処分について

質問	回答
もし見つかったらどうすればよいか？	まずは調査票を横須賀市環境部廃棄物対策課にご提出ください。届出や法律で定められた期限内の処分が必要になりますので、横須賀市から別途ご案内いたします。詳細はお問い合わせいただくか、市のホームページをご確認ください。 <a href="https://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/4150/g_info/1100050519.html">https://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/4150/g_info/1100050519.html</a>
どうやって処分すればよいか？	法律で定められた処理施設であるJESCO（中間貯蔵・環境安全事業株式会社）で処分する必要があります。処理施設への運搬や処分の費用は所有者の方の負担になりますが、処分費用については助成制度を利用できる場合があります。JESCOにお問い合わせください。（JESCO 電話番号 03-5765-1935）詳細は市のホームページ等をご確認ください。
PCBが見つかってでも処分しなければどうなるのか？	事業者等が法律で定められた期限内に処分しない場合は、罰則が適用されることがあります。（3年以内の懲役または1,000万円以下の罰金）